

第8回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 12人
会長 1番 内海 武博
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則
5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二
8番 宮丸 和也 10番 荻田 光 11番 日南田貴美
12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治
農地利用最適化推進委員 なし
4. 欠席委員 4番 上野 悟 9番 鈴木 義昭
5. 議事録署名委員の指名 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則
6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について(3件3筆)
- 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について(5件9筆)
- 議案第48号 非農地証明申請について(1件2筆)
- 議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

第2 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について
- (5) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
- (6) 農業相談について

第3 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会) 13時25分
事務局 少し早いですが揃われましたので、総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席ください。では会長、挨拶をお願いします。

会長

はい、改めて皆さんこんにちは。先般の雨で、大きな被害と言うのは無かったようで、一安心した様なところでは。また、コロナは緊急事態が発せられ、何回目になりますかね、いよいよ大変なことになる中、どういうふうな今後になっていくのか心配ではございます。7/23「再エネ拡大 太陽光が軸」と、8/4「太陽光コスト「割高」」の新聞記事です。先般、コストは太陽光が一番安価であると言うふうなことを報道されましたけれども、どうやらそれではちょっとまずいということで、経産省が計算をし直して、やっぱり発電コストは太陽光が一番高いことを、読売新聞に載っていました。何れにしましても、クリーンエネルギーをやらざるを得ないという背景がありますんで、太陽光と言うものはまだまだ進んでいくのではなからうかと思っております。それから7/30「コメ先物相場断念へ」、コメの先物取引の商品についてもう相場しないことを確定したようです。それから「コメ収量「今世紀末2割減」」では、温暖化で未熟米がものすごく増えていると。こういうようなことも踏まえて、やはり、クリーンエネルギーになって行かざるを得ないかなと考えております。それから、気になるニュースで、メタンがやっぱり悪さをするという報道がありまして、メタンってどこにあるのかという「げっぷ」の中にメタンが含まれていて、飼っておられる家畜の「げっぷ」からメタンが出るようですが、それとこれが一番気になったところですが、もう一つ、日本においては水田からメタンが結構出るんだということで、国際社会から改善をと要望が出てくるんじゃないかということでした。水田となりますと、我々にとっては大変なことになりますので、このニュースについては、注視していきたいと思っております。それからもう一つ、農業新聞についての、購読ということを先月お願いしましたけれど、2名が快く受けて頂きました。ありがとうございました。

議長

それでは第8回農業委員会総会を開催いたします。現在、在任委員は14人、本日の出席は12人です。4番上野委員さん、9番鈴木委員さんから欠席の報告がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。

本日の総会の議事録署名は、5番安井弘之委員さん、6番夏見弘則委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集70ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下資料により朗読説明。)1件目の■■■■さんと■■■■さんは今後転用予定、2件目、■■■■さんと■■■■さんは他へ耕作依頼される予定です。報告については以上です。

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、現地調査員からの説明を農業委員会事務局から行い、事務局からの説明及び報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。

(付議事項)

(議案第 46 号)

議長 それでは、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」3 件 3 筆を議題といたします。

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第 46 号農地法第 4 条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	事業概要
■■■■■	畑 1 筆 175 m ²	墓地への進入路 及び管理道 (始末書提出)	勝見・黒木啓・藤高	現況 一部墓地 第 2 種農地 農用地区域外
(現地確認)8 月 21 日、13 時 30 分から 3 名の委員で実施され、問題は無いというご意見をいただいております。				
■■■■■	畑 1 筆 32 m ²	墓地造成 (始末書提出)	勝見・黒木啓・藤高	現況 墓地 第 2 種農地 農用地区域外
(現地確認)8 月 21 日、15 時頃から 3 名の委員で実施され、問題は無いというご意見をいただいております。				
■■■■■	田 1 筆 174 m ²	墓地造成	松尾・宮迫・垣内	現況 田 第 2 種農地 農用地区域外
(現地確認)8 月 21 日 8 時から 3 名の委員で実施され、問題は無いというご意見をいただいております。				

事務局 はい、議案集 1 ページをご覧ください。議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(議案集により朗読説明。)。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 47 号)

議長 続きまして議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(5 件 9 筆)を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

(議案第 47 号の内容「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■	■■■■■	太陽光発電設備	黒木啓・勝見・藤高	田 2 筆 1,134 m ² 第 2 種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認)8 月 21 日 17 時 40 分から 3 名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。		

		太陽光発電設備	勝見・黒木啓・藤高	田3筆 1,284㎡ 第2種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 8月21日17時30分から3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。		
		太陽光発電設備	茶谷・湯川・是竹	田1筆 1,501㎡ 第2種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 8月21日8時50分から3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。		
		太陽光発電設備	是竹・茶谷	田2筆 1,422㎡ 第3種農地 農振地域外
(所有権移転)		(現地確認) 8月21日9時10分から2名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。		
		太陽光発電設備	亀田・正迫・上羽場	田1筆 1,783㎡ 第2種農地 農用地区域外
(地上権設定)		(現地確認) 8月23日18時から3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見をいただいております。		

- 事務局 はい、議案集24ページをご覧ください。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」(議案集により朗読説明。)
- 議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい、10番委員さん。
- 10番 はい、10番狭田です。全体的な所なんですけど、太陽光パネルを設置する中で、今回の大雨で災害とか、そういったものが出たと言うような報告がありますでしょうか。
- 議長 では、事務局から。
- 事務局 はい、豪雨による災害の報告はありますが、太陽光パネル設置の所であったと言う話は聞いておりません。ありません。
- 議長 よろしいですか。
- 議長 はい、他にはありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成は、挙手をお願いします。(挙手全員)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第48号)

- 議長 続いて、議案第48号「非農地証明申請について」(1件2筆)を議題とい

たします。

(議案第 48 号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 他 1 筆	畑 1 筆 田 1 筆 442 m ² (現況宅地) (始末書提出)	H8 年頃	地目変更	西・横橋・若山
<p>(現地確認)8月15日13時から3名の委員で実施。舗装し道として拡張され、施設入所で後継者もなく、居宅は販売され、空き家となっていることから復旧不可のご意見をいただいております。</p>					

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 66 ページをご覧ください。議案第 48 号「非農地証明申請について」です。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 49 号・第 50 号)

議長 続きまして、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第 50 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それではまず、別冊議案第 49 号「農用地利用集積計画の作成について」説明いたします。(以下、1.期間・2.新規再設定・3.貸借手数・4.地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

世羅地区 2 筆 4,696 m² 世羅西地区 1 筆 1,179 m²

合 計 3 筆 5,875 m² すべて田、再設定となっております。

続いて別冊議案第 50 号「農用地利用配分計画の作成について」ですが、農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分計画されたものになります。3 ページをお開きください。賀茂の 1 筆 2,571 m²を(農)ふあーむ賀茂へ配分する計画が出されております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで協議事項(報告事項)に移らせて頂きます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いいたします。

(議長交代・折元副会長が進行) 13時50分
(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集71ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。相続の関係になります。権利を取得したものは、[]の[]さん、当該農地は[]です。地積は152㎡です。権利を取得した日は令和2年11月8日、母より相続されておられます。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

(報告事項(3)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」の内容)

申出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
相続人 [] []	[] []	畑1筆128㎡ (現況 ため池)	農業用ため池 (始末書提出)	農振該当なし

事務局 はい、議案集72ページをご覧ください。農地法施行規則第29条第1項(農地の転用制限の例外)に該当するものです。農地法第4条の例外で、農地法第5条は対象にはなりません。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局 では、議案集77ページをご覧ください。(以下議案集により朗読説明)(報告事項(4)農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について内容)

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
譲受人 []	田2筆 2,965㎡	太陽光発電 設備	完成 許可後半年以内 (R3.2.25)	コロナウイルスによる度重なる緊急事態宣言により、使用予定のパネルの在庫が、当初予定の通り調達が出来なかったため。	R3.12.31
譲渡人 []	第2種農地 農用地区域外				

(総会議案集の表紙裏、認可を許可に訂正)

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 はい、それでは、報告事項(5)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設

置に伴う農地転用について」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 78 ページをご覧ください。報告事項 (5)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。(以下 報告事項 (5)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」1 件を議案集により朗読説明。)

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	種別等
	██████████ ██████████ 田 1 筆 300 m ² の内の 7.84 m ²	携帯電話サービスの拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77m コンクリート柱)	第3種農地 農振地域外

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項 (6)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集 83 ページをご覧ください。報告事項 (6)「農業相談」についてです。相談日は令和 3 年 8 月 4 日の水曜日です。場所は中央自治センターにて、夏見委員・桜井委員さんと事務局で対応いたしました。相談者は██████████の K 氏で、相談内容は、農地管理・草刈についての関係と、現況が畑の固定資産税について相談されました。相談内容につきましては、議案のとおりです。回答及び参考事項につきましては、地番を特定して現地確認をした上で、利用権設定も確認の上で、耕作者へ連絡させてもらうと言う様な話を一旦はさせて頂きまして、農業委員会の事務局で確認したところ、地番は特定できましたが、利用権設定はされてなく、たまたまその場所がですね、██████████農業委員さんの家の前だったので、状況等を説明して対応をお願いし、K 氏にも内容の連絡をさせて頂いております。こちらにつきましては、昨日も██████████さんからも連絡がございまして、農地の所有者で草を刈る、シルバー人材センターへお願いして管理をされるということです。2 番目の農地の地目変更については、農業委員会の許可は必要ありませんが、固定資産税等については、税務課へ相談してもらうように依頼しております。以上です。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長

それでは、連絡事項 (1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案集 84 ページをご覧ください。

(連絡事項 (1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
9月1日	農業相談	西大田自治センター	得納委員 作田委員	コロナ対策のため中止
9月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館 2 階打ち合わせ室	役員全員	9:30~
9月27日	第9回世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館 3 階会議室 2	委員全員	13:30~

(以下、議案集により朗読説明) 以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局 はい、先月の第7回農業委員会総会で保留となっております農地法第3条の規定による許可申請1件5筆につきましては、譲受人より取下願いが提出され、取り下げましたので報告、させていただきます。以上です。

議長 はい、それでは委員さんから報告事項がありますでしょうか。

議長 はい、7番委員。

7番 7番得納です。この度の大雨で田んぼがすれ込んでしまった状態のところがあるんですが、それがその持ち主で修繕をしようと思ったらとてもじゃないけど金額が高くて田んぼはもうやめたいと、持ち主はもう拒否されるような状態が起きていて。今耕作している法人で直すこともちょっと難しい言う話もでてるんですが、こうなると田んぼがどんどん減るような気がする。そのへんのこととはどう対処してやったら良いんでしょうか。何か良い案があれば教えてほしいんですが。

事務局長 よろしいですか。

議長 はい。

事務局長 はい。農業施設、農地の災害ですが、これについて皆さんご存じだとは思いますが、あくまでも個人の施設ですので、まず災害の認定を受けようとしたら、災害復旧事業費、そこを直すために40万円以上かかるかどうか、というところから始まります。40万円以上かかるのであれば、国のお金をもらって修繕するために、現地の査定を受けてこの範囲をこういう形で直してもいいですよ。というお墨付きを頂くんです。そうすると災害の事業になります。これにつきましては、現況、今の状態では激甚災害にも指定されておりませんので、負担金を頂くということになります。もし100万円の工事費用が掛かると農地であれば、25%の25万円の工事負担金を頂きますよということになります。激甚指定がされれば、幾分補助率が上がりますんで、負担金は下がってくるということまずなります。40万円よりも少ない金額の場合、例えば2mの1mくらいの畦が落ちるとというようなものがあちこちあった場合ですね、これにつきましては、基本は、まず、自分で直して頂くということになります。で、自分で直して頂く時に、世羅町では、農林業振興補助金というものがありますが、これは先ほどとはちょっと補助率が変わりますんで、ご自分で直して頂いたものの3割を町で負担いたします。40万円を超えたら災害になりますので40万円未満のもので、すね、「自分が直す」これについては機械のリースであるとか、どこか業者さんにやって頂いてもいいですし、やり方は色々あるんですけど、それにかかる費用の3割を町が、ご自身で7割の負担をして頂くということになります。先ほど委員さんが言われました、「もうお金を払うのはしんどいし、百姓出来そうにないよ。」ということになると、今現在では、そのままということ。これは、町から、または農業委員会から手を差し伸べて、「それでは直してあげましょう。」ということにはなりませんので、あくまでも農業災害、施設、道路、水路も含めてなんです、農災と言われるものについ

ては、個人が直すというのが決まりとなっておりますので「それじゃどうしようか。もう田んぼができんわ」というところが段々と荒廃する可能性は非常に高いというふうに考えております。以上です。

10 番 うちの近くですが、田んぼが大体 120 万くらいかかるし、後継者もやってくれそうにないしどうしようがないということで。ただ、水路が上から落ちて下に大きな水路があるんですよ。その水路だけでも何か補助が無いかと。また相談が行くと思しますのでよろしく願いいたします。

議長 はい、事務局長。

事務局長 農地については先ほどご説明したとおりですが、水路につきましても考え方は同様でございます。ただし水路はその受益者がおられるんで、その水路を使って水を受けて出されるとかあると思うんですが、この方で良くあるのは、その負担金を面積割、反別割ですね、「うちは3反ほど作っとるけえ、いくらいくら」「お宅は5反使うけえいくらくら」とかいうことで、全体事業費の負担金部分を割り算をして頂くと言うのがございます。水路も災害対象ですので、ただし、水路の土を持って逃げるのが40万円以上であれば、先ほど言いました災害の対応になります。40万円未満は、先程と同じで個人かまたはみんな、水路の関係者ですかね、それで出て作業をしてもらう。そう言う話になるかと思えます。これは、産業振興課で受付をして災害についての対応はしておりますが、今言ったこととのほぼ同様の話になるかと思えます。

5 番 稲のね、田圃の植え付け面積に対して3割くらい作物の保証はあると思うんですよ。それが、畦からずれた被害で農済の関係じゃちょっと無理だと思うんです。見た感じが被害は田んぼがつぶれて作物が全部無くなって、機械も持っていないし労力もあんまりないし、専門家もおらんし。また相談します。

議長 はい、事務局。

事務局長 はい、先ほどの「農災」の件ですが、申し訳ありません。私が産業振興課へおるときにですね、農業災害、農業施設災害の事を、縮めて農災と言うので、共済の「農済」とはちょっと違うので、それは別に考えてください。

それで、土を持って逃げるのは、土建業者さんをお願いされれば、3割のお手伝いが出るかと思えます。あくまでも40万を超えなかったら3割負担ということになっておりますのでよろしく願います。

議長 それでは、10番。

10 番 はい、10番萩田です。先ほどの先月の第3条の取り下げのことですが、その後その農地はどうなるのか。

会長 はい、それは総会後に説明する時間を設けたいと思います。

議長 はい、事務局。

事務局 机の上に配布したタブレットですが、前回話をしました広島県農業会議から貸出を受けているものでございます。ソフト等入れてはないですが、実際に触ってみる機会ということで、総会後にですね、少し時間をとって使ってもらったらと思います。中国新聞にも載っていましたが、大信産業さんとサグリさんで農地パトロールの実証実験を尾道市でされていて、一部世羅町でも実験

的な所で日程調整等のご連絡を頂いていますので、何力所か参加させて頂きたいと考えております。また、実験をした結果どうなったかを総会の最終的な報告事項の中で、ご報告させて頂けたらというふうに思います。

それから、農地法のガイドライン等の改正がございましたので、来月以降の総会の中で協議をして頂きたいと思います。以上です。

議長

他にはございませんでしょうか。

議長

はい、ありがとうございました。これを持ちまして第8回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の片付けは1番委員から7番委員さんでお願いします。

(閉会)

14時11分